

「第3期広島県医療費適正化計画」の策定について

平成28年3月30日

医療介護保険課

1 趣旨

「第3期医療費適正化計画」の策定に向けた基本方針が国から示されたことから、この方針を踏まえ、計画策定に向けた対応について整理する。

2 基本方針案の概要

別紙のとおり

3 今後の対応方針(案)

【策定期間】

第3期医療費適正化計画については、平成27年5月の法改正により、1年間の前倒し策定が可能となった(平成28年度に策定可能)が、基本方針では、「医療に要する費用の見込み」の算定方法は示されず、この点については夏頃を目途に示されることなど、検討に当たっての十分な作業スケジュールの確保が困難であることから、計画策定年度は平成29年度とする。

(2月17日に全国知事会が開催した会議で確認したところ、平成28年度に策定を予定している都道府県は栃木県のみ)

【取組目標】

「医療に要する費用の見込み」の算定方法については夏頃を目途に示されることとされていることから、当面は「医療の適正化に関する取組目標」に係るデータ分析等を行い、取組目標の設定を検討するに当たって必要な基礎資料の整理を行う。

【その他】

・「医療に要する費用の見込み」算定方法など国からの情報提供
・「医療の適正化に関する取組目標」に係るデータの整理
などの状況を踏まえ、適宜、検討委員会を開催し、計画策定に向けた対応について協議を行う。